和ト協発第１４号
令和8年4月１４日

会　　員　　殿

(公社)和歌山県トラック協会
会　長　　阪　本　享　三

若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業の実施について
（助成金のご案内）

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
　さて、全日本トラック協会では、少子高齢化に対応した若年労働者等を確保するため、新たに運転者として採用した若年ドライバー・外国人ドライバーの　①特例教習の受講、②準中型免許取得した際の費用、③外免切替講習受講費用の一部助成を行うこととなりましたので、ご活用頂きますようご案内致します。

記

１．予算総額　　全国で7，８７０万円　　※ただし、予算額に達した時点で締め切ります。

２．助成期間　　令和８年４月１日～令和９年２月２６日
※本事業については、経過措置として前年度（令和７年度）に受講または取得した分についても、助成の対象とする。

３．助成対象　　以下の教習または免許取得のために指定自動車教習所等でかかる費用
⑴ 特例教習の受講
⑵ 準中型免許のうち
①準中型免許の新規取得②５トン限定準中型免許の限定解除
⑶ 外免切替講習の受講

※「特例教習」とは中型免許・大型免許の取得に係る年齢要件・運転経歴要件を引き下げる受験資格特例教習をいう。
※「準中型免許」とは、準中型ＡＴ限定免許を含む。
※「外免切替講習」とは、普通免許・準中型免許に係る外国免許切替手続における技能確認・知識確認に合格するために必要な技能・知識を習得させるための講習をいう。

４．助成金額

特例教習の受講費用の１／３	上限１０万円
準中型免許の新規取得	４万円を上限
５トン限定準中型免許の限定解除	２万５千円を上限
外免切替講習　受講費用の１／２	上限４万円

※上記助成額にかかわらず、会員ごとに上限を３０万とする。事業者が全額費用負担していることが条件となっております。運転者が個人で受講もしくは免許取得費用を支払った場合は助成金対象外となります。

５．助成金交付要件　　下記　助成金交付要件を参照下さい。

６．申込先　　別紙申請書及び添付書類を当協会宛持参または送付して下さい。

〒640-8404　和歌山市湊１４１４番地
（公社）和歌山県トラック協会　交付金課
TEL　（０７３）４２２－６７７１

※添付書類として、免許取得後の運転免許証の写しが必要となりますが、当該運転者が「マイナ免許証」のみを保有しているときは、マイナポータルにログインするか、「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して、免許情報を表示した画面を印刷したものが必要となります。

和歌山県トラック協会が行う上位運転免許（大型・中型・けん引・準中型）取得助成事業につきましては7月中旬より実施予定となっております。
【免許取得期間　令和8年3月1日～令和9年2月26日】

若年ドライバー等確保のための
運転免許取得支援助成事業における助成金交付要件（第４条関係）

１．特例教習の受講又は準中取得もしくは限定解除に係る要件

下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

①当該事業者が、令和７年４月１日以降に、当該運転者を採用していること。
②当該運転者が、平成元年６月２日以降の生まれであること。
③当該運転者が、令和７年４月１日以降に、指定自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了し、または準中型免許を取得していること。
④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に在籍し、運転者として従事していること。

２．外免切替講習の受講に係る要件

下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

①当該運転者が、自動車運送業分野特定技能１号評価試験（トラック）に合格していること。
②当該運転者が、特定活動の在留資格を取得していること。
③当該運転者が、令和７年４月１日以降に、受講し、外免切替（普通免許又は準中型免許）における技能確認・知識確認に合格していること。
④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に運転者として在籍していること。